

施策233 児童虐待の防止と社会的養護の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

児童虐待相談が増加傾向にある中で、地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られています。また、社会的養護を必要とする児童に対する適切な支援が行われています。

平成27年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で目標を達成するとともに児童虐待防止のための体制及び取組の強化を図ることができたため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
目標項目	目標項目の説明					
児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施率	児童虐待通告を受けて、48時間以内に安全確認を実施した割合	100%	100%	100%	1.00	100%
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目の説明	児童虐待通告を受けて、48時間以内に安全確認を実施した割合					
26年度目標値の考え方	児童相談所運営指針において、児童虐待通告を受けて48時間以内に安全確認を行うことが望ましいとされていることから、これを100%達成することをめざして目標値を設定しました。					

活動指標		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標達成 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
基本事業	目標項目					
23301 児童虐待対応力の強化（健康福祉部子ども・家庭局）	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	—	29件	29件	1.00	29件
23302 児童虐待の未然防止の推進（健康福祉部子ども・家庭局）	思春期ピアサポート養成者数（累計）	—	30人	60人	1.00	90人
			29人	70人		120人

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23303 社会的養護が必要な児童への支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率		35.8%	41.0%	1.00	43.0% 43.0%
		34.3%	40.2%	49.6%		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,883	2,856	3,155	3,434	
概算人件費		1,118	1,214		
(配置人員)		(124 人)	(132 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①県内 5 か所の児童相談所において、虐待、養護、障がい及び非行等の相談を受け付け、助言や児童及び保護者への支援を実施（3,501 件（速報値））
- ②県内 2 か所の一時保護所において、虐待からの保護や指導を必要とする児童を保護し処遇方針を定めるための専門的診断等を実施（7,641 人・日（速報値））
- ③児童虐待対応にかかる組織体制を充実（本庁に子ども虐待対策監の配置、児童相談センターに法的対応室、市町支援プロジェクトチームの設置及び弁護士・警察官の配置等職員 15 人の増員等）
- ④虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツール（アセスメントシート及び活用マニュアル）を開発
- ⑤市町との定期協議に基づき、市町ごとに児童相談体制の強み弱みを把握し、アドバイザーの派遣（19 市町 22 回）や児童相談センター等によるフォローアップにより取組を支援
- ⑥親や教師には話しにくい悩みを同世代の先輩（大学生）に相談することで、自己肯定感を高めることができるよう、大学生による思春期ピアサポーターを養成。本年度は、ピア活動（同世代による仲間教育）の実施校を中学校から高校へも拡大し実施。（活動回数 6 回）
- ⑦若年層の望まない妊娠への電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキュー・ダイヤル』」を実施（相談件数 50 件：3 月末）すべての高校やコンビニへ案内カードを配布する等周知を実施（カード配布枚数 約 67,000 枚）
- ⑧児童虐待の未然防止に向け、特定妊婦の早期把握、早期支援体制の構築や出産前後からの親子支援事業の推進等、保健、医療分野との連携体制を強化（周産期連携会議開催地域 4 地域）
- ⑨平成 24 年度の「三重県社会的養護のあり方検討」結果を踏まえ、県内すべての乳児院（2 施設）、児童養護施設（12 施設）を訪問して、各施設の「家庭的養護推進計画」の策定に向けた協議を実施
- ⑩乳児院（津市）の創設、母子生活支援施設（四日市市）の整備補助を決定（完成は平成 26 年度に繰越）
- ⑪新規里親の登録（18 件（養育 4 件、専門 2 件、養子縁組 10 件、親族 2 件）、里親委託の推進（新規委託 22 件（見込））及び家庭訪問等による里親支援（家庭訪問 85 回、電話相談 77 回）、里親研修（8 回 延べ 198 人受講）の実施
- ⑫児童養護施設（全 12 施設）に入所する小学生（延べ 139 人）に対する学習支援を実施
- ⑬県内唯一の児童自立支援施設である国児学園を運営。平成 25 年度中の延べ在籍人員 31 人のうち、10 人が中学校を卒業し、9 人が高校進学（うち 7 人が退所）、1 人が就職内定。

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成25年度に開発したリスクアセスメントツールを活用し、児童の安全確保に努めていますが、初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実も必要となっています。
- ②市町における児童相談体制の強化に向けて、人材の育成、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）の運営強化などに、市町とともに取り組みました。引き続き、定期協議を実施し、規模、体制など市町の実情に応じた支援を行っていく必要があります。
- ③中高生へのピア活動を実施した結果、大人に話しにくい思春期の悩みが相談でき、自己肯定感を高める機会につながりました。引き続き、ピアサポーターを務めた大学生や相談をした中高生等の意見を反映した取組にする必要があります。
- ④「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」については、引き続き周知、広報を工夫しながら取組を進めていくことが必要です。
- ⑤児童虐待の未然防止に向け、多くの市町において妊娠届出時の機会にアンケートや面接を行うなど、妊娠期から支援の必要な家庭を把握する取組が進められましたが、アンケートの内容や支援内容のばらつきが見られるため、一定の基準を定めて取組を行う必要があります。
- また、支援の必要な家庭に対しては、出産前からの保健、医療分野の連携強化を図り、取り組むことが必要です。
- ⑥乳児院、児童養護施設が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえ、県としての「家庭的養護推進計画」を策定するとともに、施設における小規模グループケア化などの環境整備等、家庭的養護の推進を図っていく必要があります。
- ⑦乳児院、児童養護施設に配置された里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託の推進及び家庭訪問等による里親支援の実効性を高めていく必要があります。
- ⑧児童養護施設の小学生を対象とする学習支援により、学習に対する積極性や自己肯定感の醸成が図られました。児童の自立を支援していくため、継続して実施する必要があります。
- ⑨国児学園では、第三者評価を受審した結果、人材確保のためのプランの策定など、将来的な方検討の必要性について指摘を受けました。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部 子ども・家庭局 次長 栗原 正明 059-224-2317】

- ①児童虐待ケースの初期対応以降における適切な支援を判断するため、ニーズアセスメントツールの研究開発に取り組むとともに、モデル的に保育所、学校等でのモニタリングを行うことにより、関係機関からの情報収集や家庭訪問を行い、迅速かつ的確な対応につなげます。
- ②市町の児童相談体制の強化をはかるため、定期協議を通じて、ケース進行管理の充実や要対協の運営強化などの取組に対するきめ細かい支援を行うとともに、職員のスキルアップに向けた研修等を実施します。
- ③引き続き、思春期ピアサポーターの養成と、ピアサポーターによるピア活動を展開し、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題の解決や自己肯定感の醸成を図ります。
- ④「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」については、引き続き相談窓口の周知に努めるとともに、福祉、教育、医療等関係者会議を開催し、情報を共有して連携を図ります。
- ⑤妊娠届出時の市町アンケートの調査項目、要支援基準等を県内で統一することにより、若年妊婦や支援の必要な妊婦を早期に把握し、出産前からの早期支援に取り組みます。さらに周産期に携わる

医師、助産師等支援者や支援機関との連携体制の充実に向けたネットワーク会議を開催するなど地域支援を行います。

⑥三重県における家庭的養護の充実に向け、関係施設の代表者や有識者等による検討会を開催し、施設の小規模化・地域分散化や家庭的養護の支援を進める具体的方策を盛り込んだ「家庭的養護推進計画」を策定します。

⑦児童養護施設の小規模グループケア化等の環境整備を促進し、要保護児童の処遇向上及び家庭的養護の推進を図ります。また、県内2か所目となる児童家庭支援センターの開設、運営を支援し、地域における子育て支援の充実を図ります。

○⑧新たに9施設（乳児院2、児童養護施設7）に配置され、県内で12人となる里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託とともに里親支援等の推進を図ります。

⑨引き続き、児童養護施設（全12施設）に入所する小学生に対する学習支援に取り組みます。

○⑩国児学園については、第三者評価の結果も踏まえ、入所児童の変化にも対応した、より専門性の高い指導及び支援が行えるよう検討していきます。

*「○」の着いた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。